

(参考)類似商品・役務審査基準の見方

第21類

CLASS 21

A

B

【商品・サービス国際分類表〔第12-2025版〕 類別表（注釈付き）】

家庭用又は台所用の器具及び容器；
調理用具及び食卓用具（フォーク、ナイフ及びスプーンを除く。）；
くし及びスポンジ；
ブラシ（絵筆及び塗装用ブラシを除く。）；
ブラシ製造用材料；
清浄用具；
未加工又は半加工のガラス（建築用ガラスを除く。）；
ガラス製品、磁器製品及び陶器製品。

注釈

第21類には、主として、家庭用及び台所用の小型手動式器具並びに化粧用具、ガラス製品及び磁器、陶器、土器、テラコッタ又はガラスから成る特定の商品を含む。

省略

鍋類 コーヒー沸かし（電気式のものを除く。） 鉄瓶 やかん	cooking pots and pans, non-electric coffee-makers, non-electric Tetsubin [Japanese cast iron kettles, non-electric] kettles, non-electric	19A01	E
1 鍋類 釜	cooking pots and pans, non-electric rice cooking pots, non-electric		D

審査基準 [11 類] 国際分類表 [略]

省略

清掃用具及び洗濯用具	cleaning tools and washing utensils	19A06	K
モップ 物干しざお 物干し用ハンガー	mops clothes hanging rods [used as washing lines] clothes drying hangers	210135	G

審査基準 [16, 24 類] 国際分類表 [略]

省略

【参考】類似と推定するアルファベット順一覧表掲載の表示

(略)

省略

【参考】第21類のその他のアルファベット順一覧表掲載の表示

(略)

A 類(区分)

B 国際分類表の類別表(注釈付き)

C 太字の有無は商品・役務の上下関係を示す。

D 類似商品・役務審査基準の商品・役務の英語訳(参考訳)

E 類似群コード

F 類似商品・役務審査基準の商品・役務の英語訳と、同一の英語表示が国際分類表「アルファベット順一覧表」に存在することを示す。

G 国際分類表「アルファベット順一覧表」掲載の商品・サービスに付与されている固有番号

H 国際分類表「アルファベット順一覧表」において、当該用語(英語表示)が一般的な用語であって、他類の商品・サービスの表示にも使用されているときに、*を付す。

I 過去にWIPO国際事務局から商品・サービスの表示に関する欠陥の通報の対象とされた英語訳であることを示す。

J □(四角カッコ)で囲った見出しの商品・役務と同一の類に属し、同一の類似群コードが付与される国際分類表「アルファベット順一覧表」掲載の商品・サービスを記載する箇所。なお、これは参考情報であり、類似商品・役務審査基準本編に記載の商品・役務ではないことから、パブリックコメントの対象外として、省略している。

K 同一の類似群コードが付与される商品・役務が[]内に表示した他の類に、本審査基準又は国際分類表「アルファベット順一覧表」掲載の参考表示として存在することを示す。

L 同一の類に属し、上記F及びJ以外の国際分類表「アルファベット順一覧表」掲載の商品・サービス(参考表示)を記載する箇所であるが、上記Jの説明のとおり、パブリックコメントの対象外であるため、省略している。